

1 目指すもの

- 目的
 

誰もが住み慣れた地域で安心して最期まで暮らしていくために、既存の社会資源を効果的に活用しながら、各種福祉サービスや多様な居場所を提供する。
- 効果
  - ・利用者の満足度向上
  - ・地域生活課題の解決促進
  - ・地域の理解促進

※**地域生活課題**とは（社会福祉法第4条第2項より抜粋）  
 福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題

2 定義

- 地域生活課題の解決を目的とした事業例**
  - ・**高齢者対象**：介護保険サービス、介護予防事業、ふれあいサロンなど
  - ・**障がい者対象**：障がい福祉サービス、就労支援、活躍の場の確保など
  - ・**子ども対象**：学習支援、子ども食堂、放課後の居場所の確保など
  - ・**生活困窮者対象**：就労支援、活躍の場の確保など

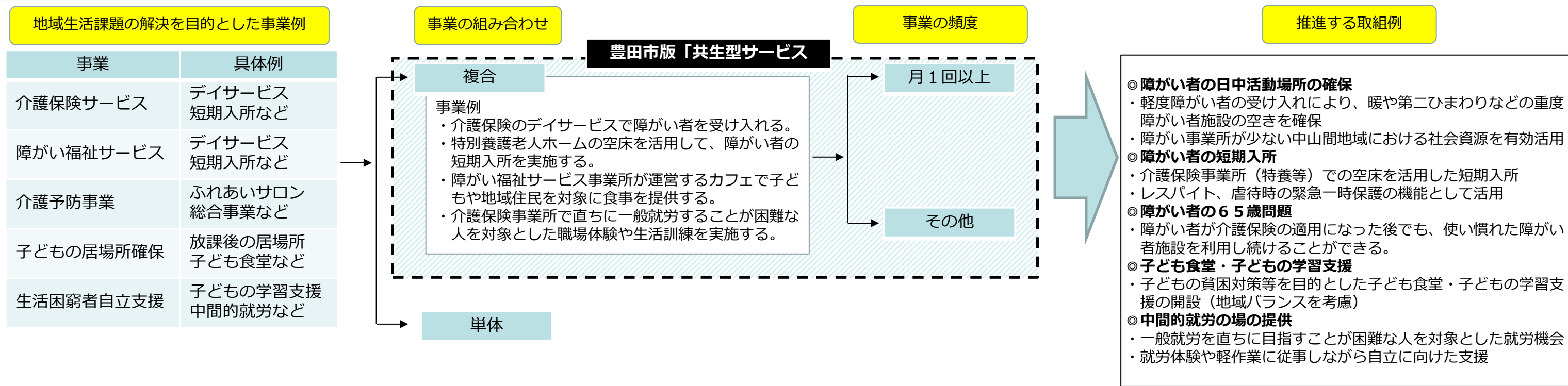
**地域生活課題の解決を目的とした事業が同じ空間・同じ時間で2以上共存することで、社会資源の効果的な活用や多世代の交流等の相乗効果を生み出す事業を、豊田市版「共生型サービス」とする。**

**整備目標** 中期的目標（～2025年度）：各中学校区に1か所  
 長期的目標：各小学校区に1か所（旧町村は中学校）

3 概要

- 法に基づく「共生型サービス」 ※報酬あり**
    - ・介護保険法及び障がい者総合支援法に位置付けられたサービス（共生型通所介護、生活介護、短期入所等）
    - ・介護事業所または障がい事業所において、同じ部屋・設備、同じスタッフで障がい者または高齢者の利用を受け入れることが可能
    - ・事業財源は各制度における介護給付費
  - 法に基づかない「共生型サービス」 ※報酬なし**
    - ・上記「共生型サービス」には該当しない法に基づかない事業
    - ・地域生活課題を抱える地域住民の居場所・活躍の場として機能
    - ・子ども食堂や学習支援などの事業を事業所や地域主体で実施
    - ・事業財源は各種補助金（わくわく事業補助金など）
- ＜具体例＞
- ・高齢者施設において高齢者が子どもに勉強を教える。【学習支援】
  - ・障がい者施設で経営するカフェで子どもと一緒に食事する。【子ども食堂】

4 豊田市版「共生型サービス」の全体像



5 推進に必要な支援策

- (1) 実施に向けた理解・啓発
  - 介護保険事業所・障がい福祉サービス事業所への啓発**
    - ・介護サービス機関連絡協議会、障がい福祉サービス事業所説明会等の場で、事業実施に必要なポイント等を説明する。
  - 障がい福祉サービス事業所（介護保険事業所）の見学会・勉強会**
    - ・障がい者の日中活動の様子や支援の仕方などをイメージ
    - ・事業所の職員が講師となり、障がい者の接し方等の支援方法を学ぶ。
  - 各種規制法令の調整及び周知と支援**
    - ・調整区域における事業、子どもの預かり、食事の提供等、各種規制法令が関係する取組について、適法な取組方法を実施事業者へ周知・支援
  - 相談支援専門員・ケアマネジャーの育成と利用の誘導**
    - ・必要な知識を学び、サービスの選択肢の一つとして利用者へ周知する。
- (2) CSWによる支援
  - ・地域生活課題の把握とその解決策について、地域と共働で検討する。
  - ・地域資源の活用、既存の補助制度の紹介、関係機関との連携等の支援

6 当面のスケジュール

- ◎**全体像の確立（11月上旬）**
  - ・関係課及び事業所から意見聴取を行いながら全体像を整理
- ◎**事業所の見学会・勉強会（9月～）**
  - ・共生型サービス実施を検討している事業所の要望に応じた内容で実施する。
- ◎**先進地視察（※別紙参照：11月30日予定）**
  - ・既に共生型サービスを実施している事業所を視察する。
- ◎**共生型サービス設置支援チームの立ち上げ（10月～）**
  - ・地域包括ケア企画課、福祉総合相談課、障がい福祉課、高齢福祉課、介護保険課がメンバーとなり、開発審査課、建築相談課など各種規制法令の所管課との調整を行うほか、事業開始までに必要な手続き等の支援を行う。
- ◎**条例改正（H31.3月）**
  - ・法に基づく共生型サービスの人員、施設及び運営に関する基準について、国の基準に倣って改正